

【救急科専門医 新規申請】 審査方法について

下記3段階で審査し、審査を合格した申請者のみが次の審査に進むことができる。

- ・第1次（救急専従歴）審査：配点上限 **15点**
- ・第2次（診療実績）審査：配点上限 **10点**
- ・第3次（筆記試験）審査：**75点満点**

総合判定として、合計100点満点中、**総得点70点以上**を合格とする。

第1次（救急専従歴）審査

1. 救急専従歴について

救急専従歴審査においては、**救急専従歴3年（36か月）以上**を合格とする。この場合、勤務施設が救急科専門医指定施設であるか否かを問わない。

また、兼任歴については、「3. 兼任歴について」により救急専従歴に換算することができる。

2. 専従とは

形式的な辞令に関わらず、**救急部門での診療のみに従事し、それ以外の診療科の仕事に従事していない勤務形態**をいう。なお、専任、兼任は一括して兼任歴として扱う。

3. 兼任歴について

兼任期間については、下記換算方法により救急専従歴に換算する。勤務施設が救急科専門医指定施設であるか否かを問わない。

$$\frac{(\text{月数}) \times X}{6}$$

- ・「X」：週の関与回数
- ・勤務形態の「一日」「半日」「夜間」の区別なし

（例）週1回の救急兼任を36か月間行った場合

36か月×1回/6=6か月 となり、救急専従歴6か月に換算

（例）週4回の救急兼任を25か月行った場合

25か月×4回/6=16.67か月 となり、救急専従歴16.67か月に換算

(小数点第3位を四捨五入)

4. 救急専従歴に対する加点

第3次審査終了後の総合判定においては、救急専従期間について、下記のとおり配点し、その上限を15点とする。ただし、兼任期間については0点とする。

- (1) 救急科専門医指定施設での救急専従・・・1年につき 5点
- (2) 非指定施設での救急専従・・・1年につき 2.5点

1年に満たない救急専従期間については、下記のとおり算出し、加算する。

- (3) 救急科専門医指定施設での救急専従・・・5(点) × (月数) / 12
- (4) 非指定施設での救急専従・・・2.5(点) × (月数) / 12

(例) 救急科専門医指定施設での救急専従期間が5年間の場合

5点 × 5年 = 25点ではなく、15点となる

(例) A病院(救急科専門医指定施設)救命救急センターでの救急専従期間が1年6か月

B病院(非指定施設)救急部での救急専従期間が2年.....の場合

<救急専従歴> A病院での救急専従歴 1年6か月

B病院での救急専従歴 2年 合計 3年6か月となる

<配点> A病院での点数 5点 × 1年 + 5点 × 6か月 / 12

B病院での点数 2.5点 × 2年 合計 12.5点となる

(例) C病院(救急科専門医指定施設)救命救急センターでの救急専従期間が2年

同病院 外科 週1回1日の救急兼任期間が6年.....の場合

<救急専従歴> 救命救急センターでの救急専従歴 2年

外科での救急兼任期間を救急専従歴に換算し、

72か月 × 1回 / 6 = 12か月 合計 3年となる

<配点> 救命救急センターでの救急専従期間の点数 5点 × 2年

外科での救急兼任期間は0点 合計 10点となる

過去に専門医指定施設に認定されていたが、現在失効している施設については、認定されていた期間のみ専門医指定施設での勤務として扱う。

申請時に専門医指定施設として認定されている施設で、施設認定前に行った勤務も、原則として専門医指定施設での勤務とみなす。

第2次（診療実績）審査

救急専従歴審査に合格したものが対象となる。審査方法については、専門医等認定制度に掲載の[診療実績表および注意事項](#)を参照すること。

なお、診療実績審査の際に提出できるのは、救急専従歴審査で救急部門の専従または兼任として申告のあった施設、ならびにその期間内での経験症例のみとする。

第3次（筆記試験）審査

診療実績審査に合格したものが対象となる。

審査のスケジュール

1月1日～2月末日	第1次（救急専従歴）審査	申請受付
4月下旬頃	第1次（救急専従歴）審査	合否通知発送
5月1日～6月末日	第2次（診療実績）審査	申請受付
8月下旬頃	第2次（診療実績）審査	合否通知発送
9月中旬頃	第3次（筆記試験）審査	
11月初旬頃	最終合否通知発送	
翌年1月1日～5年間	専門医認定	

注)上記は例年のスケジュールに基づくものです。変更となる場合がございますので、予めご了承ください。

以上